

平成25年(ワ)第515号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原 告 遠藤行雄 ほか19名

被 告 国 ほか1名

答弁書

平成25年5月31日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参事官 関述之

法務省大臣官房民事訟務課

課付角田康洋

課付岩名勝彦

課付寺岡拓也

補佐官宗野有美子

係長澤田勝弘

第三係長大西宏道

法務事務官林周作

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第二合同庁舎

東京法務局訟務部

部付長澤範幸

部付南部崇徳

部付稻玉祐

部付日向輝彦
訟務官三繩慶介
法務事務官遠藤明利



〒260-8518 千葉市中央区中央港一丁目11番3号
千葉地方法務局訟務部門(送達場所 大塚宛)
(電話 043-302-1322)
(FAX 043-238-1233)
上席訟務官 中村公洋
訟務官 大塚涉
法務事務官 氏家一真



〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
原子力規制委員会原子力規制庁

総務課法務室

室長 鶴園孝夫
課長補佐 中塩東吾
課長補佐 依田圭司
課長補佐 小澤良太
訟務係長 新垣琢磨
環境事務官 伊藤彩菜



〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事
業部政策課
経済産業事務官 石井大貴
経済産業事務官 神野可奈子



経済産業事務官 市川 紀幸



経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業事務官 佐々木光太郎



経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤支援室

経済産業事務官 上田 洋二



経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 河原



経済産業事務官 白石 雅人



経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業事務官 善明岳



第1 請求の趣旨に対する答弁	1
第2 請求原因に対する認否	1
1 はじめに	1
2 「序章 はじめに～本件訴訟の目的」(訴状9ページ以下)について	2
3 「第1章 福島第一原発事故にいたるまで」について(訴状13ページ)	
	2
4 「第2章 福島第一原発事故の概要」について(訴状32ページ)	16
5 「第3章 被害の実相」について(訴状50ページ)	23
6 「第4章 津波及び過酷事故についての知見の進展」について(訴状83	
ページ)	34
7 「第5章 東京電力の責任」について(訴状91ページ)	42
8 「第6章 国の責任」について(訴状103ページ)	42
9 「第7章 共同不法行為」について(訴状127ページ)	42
10 「第8章 損害」について(訴状129ページ)	42
11 「第9章 結び」について(訴状148ページ)	42
第3 求釈明	43
1 はじめに	43
2 第2章第3の2 (事故の経過)(訴状46ページ)について	43
3 「第6章 国の責任」の「第2 原発推進政策」(訴状103ページないし111ページ)について	44
4 「第6章 国の責任」の「第3 作為起因性の不作為」の「1 設置許可自体の違法性」(111ページ)について	44
5 「第6章 国の責任」の「第3 作為起因性の不作為」の「2 自序取消の必要性」(訴状111～112ページ)について	47
6 「第6章 国の責任」の「第4 規制権限不行使」(訴状112～125ページ)について	50

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。
- 3 被告国につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている「序章」以下の主張は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない、原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

なお、いかなる証拠に基づいて記載されたか不明であるため、現時点では正確な認否をすることができない主張部分があり、「不知」又は「おおむね認める」とした箇所がある。また、原告らからは平成25年5月2日付け訴状訂正申立書（以下「訴状訂正申立書」という。）が提出されているところ、訴状訂正申立書による訂正箇所については、訂正後の請求原因に対して認否を行っているが、訂正の趣旨が不明な部分（例えば、訴状訂正申立書訂正一覧表にいう、訴状54ページ脚注11の項目の「誤」の欄は「351～352ページ」と記載されているが、訴状54ページ脚注11にはこれに対応する記載がない。）については、そのことを指摘した上、訂正前の請求原

因に対して認否を行っている。

2 「序章 はじめに～本件訴訟の目的」(訴状9ページ以下)について

平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社（以下「被告東電」という。）の福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）において放射能漏れ事故（以下「福島第一発電所事故」という。）が発生したことは認め、被告国に国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の損害賠償責任がある旨の主張は争い、その余の原告らの意見や評価にわたる部分は認否の限りでない。

3 「第1章 福島第一原発事故にいたるまで」について（訴状13ページ）

(1) 「第1 日本の原子力に関する政策」について（訴状13ページ）

ア 「1 原子力開発のはじまり」について（訴状13ページ）

(ア) 「(1) 政官財主導で原子力事業を創設したこと」について

ア 「ア アメリカの原爆開発から原発開発まで」について

第1段落のうち、昭和14年にウランの核分裂が発見されたことは認め、その余は不知。

第2段落のうち、米国が昭和21年に原子力委員会を発足させたこと、同委員会の初代原子力委員長がリリエンソールであることは認め、その余は不知。

第3段落は不知。

第4段落のうち、英国が昭和28年にコールダーホール型原子力発電所の建設計画を発表したこと、昭和29年に当時のソビエト連邦（以下「ソ連」という。）でオブニンスク原子力発電所が運転したことは認め、その余は不知。

第5段落のうち、ウェッチング・ハウス社がシッピングボード原子力発電所を建設したこと、同原子発力発電所が昭和32年に臨界に達したこと、ゼネラル・エレクトリック社が沸騰水型原子炉の開

発を進め、昭和34年にドレスデン原子力発電所1号機を運転させたことは認め、その余は不知。

b 「イ 日本の原発開発前史」について

第1段落は、具体的な時期が特定されておらず、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2段落及び第3段落のうち、昭和14年に国内の発電設備・送電設備を集約した日本発送電力株式会社が設立されたこと、戦後、極東委員会は日本の原子力研究の禁止を決議したこと、昭和26年に9つの地域独占の電気事業会社が設立されたことは認め、その余は不知。

第4段落及び第5段落は不知。

第6段落の第1文のうち、昭和25年4月に日本学術会議が「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」の声明を採択したことは認め、その余は不知。第2文は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第7段落のうち、昭和27年4月に発効したサンフランシスコ講話条約に「原子力研究を将来にわたり禁止する条項」の記載がないことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

第8段落のうち、昭和29年度予算として、原子力平和利用研究補助金（2億3500万円）、ウラニウム資源調査費（1500万円）の原子力関係予算が計上されたことは認めるが、その余は不知。

第9段落のうち、昭和29年5月11日に原子力利用準備調査会が内閣に設置されたこと、同調査会の会長が副総理であり、副会長が経済企画庁長官であったこと、日米原子力協定が締結され、アメリカから濃縮ウラン受入れの方針が決定されたことは認める。

第10段落及び第11段落のうち、昭和29年6月19日に原子

力予算打合せ会が設置されたこと、原子力調査団が派遣されたこと（ただし、派遣時期は昭和29年12月から昭和30年3月である。）、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、昭和31年5月に総理府の外局として科学技術庁が発足し、原子力局もその内局となったこと、特殊法人日本原子力研究所（原研）と原子燃料公社（原燃公社）が設立されたこと、特殊法人日本原子力研究所（原研）は原子力に関する基礎及び応用の研究、原子炉の設計建設及び操作、原子力関係研究者及び技術者の育成訓練並びに放射性同位元素の生産販売等の業務を、原子燃料公社（原燃公社）は核原料物質の探鉱及び核燃料物質の生産、加工等の業務をそれぞれ担ったことは認め、その余は不知。

第12段落のうち、昭和28年に電力経済研究所が新エネルギー研究委員会を設置したこと、昭和31年3月に日本原子力産業会議が発足したことは認め、その余は不知。

第13段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(1) 「(2) 国策民営による原発事業」について

第1段落のうち、初代原子力委員会委員長の正力松太郎が昭和31年1月に5年以内の原子力発電所の建設を目指す旨の談話を発表したことは認め、その余は不知。

第2段落のうち、英國原子力公社産業部長クリストファー・ヒントン卿の訪日を受け、昭和31年10月に原子力委員会が英國に調査団を派遣したこと、昭和32年1月17日に同調査団作成による調査報告書が発表されたことは認め、その余は不知。

第3段落のうち、昭和32年9月3日に政府が「実用発電炉の受け入れ主体について」を閣議了解したこと、受け入れ会社に対する出資につ

いて、政府関係（電源開発株式会社）20%，民間80%（内訳はおむね電力9社40%，その他一般40%）の比率をめどとすることとされたこと、同年11月1日に日本原子力発電株式会社が設立されたことは認め、その余は不知。

第4段落は不知。

第5段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 原子力発電所の立地」について（訴状17ページ）

第1段落のうち、「電源である原子力発電所の立地については、信頼性や経済性の観点からできるだけ需要地の近くに設置することが望ましい」との部分は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでなく、その余は不知。

第2段落及び第3段落のうち、昭和49年6月に発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法が制定されたこと、以上の三法が数回改正されたことは認めるが、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、発電用施設周辺地域整備法が制定された目的は、「電気の安定供給の確保が国民生活と経済活動にとつてきわめて重要であることにかんがみ、発電用施設の周辺の地域における公用の施設の整備を促進することにより、地域住民の福祉の向上を図り、もって発電用施設の設置の円滑化に資すること」であり（同法1条）、電源開発促進税法が制定された目的は、「原子力発電施設、火力発電施設、水力発電施設等の設置する等のための財政上の措置に要する費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気には、電源開発促進税を課すこと」であり（同法1条）、電源開発促進対策特別会計法が制定された目的は、「原電開発促進税の収入を財源として行う電源開発促進対策に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計

と区分して経理すること」であった（同法1条1項）。

ウ 「3 核燃料サイクルと廃棄物の処理」について（訴状18ページ）

第1段落はおおむね認める。

第2段落のうち、原子力委員会が、昭和42年に、「高速増殖炉をわが国において自主的に開発する」という基本方針が含まれる原子力開発利用長期計画（ただし、正式名称は「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」である。）を発表し、昭和53年に、「原子力研究開発利用は、国のエネルギー政策の要請のもと、着実に推進されるべきものとなった」との指摘が含まれる原子力開発利用長期計画（ただし、正式名称は「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」である。）を発表したことは認める。

第3段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第4段落のうち、高速増殖原型炉「もんじゅ」につき、その建設に40年以上の期間がかかっていること、その建設費用が1兆円以上になっていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

第5段落及び第6段落はおおむね認める。

第7段落のうち、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律において、「最終処分とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透するがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋没することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう。」（同法2条2項）と定められていること、昭和53年の原子力委員会による「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」には、高レベル放射性廃棄物の処理処分の当面の目標として、固化処理及び貯蔵については、昭和60年代初頭に実証試験を行うこととし、処分につ

いては、当面地層処分に重点を置き、調査研究を進め、我が国の社会的地理的条件に適した処分方法の方向づけを行い、昭和60年代から実証試験を行うこととすることが示されたことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(2) 「第2 日本の原子力に関する法体系」について（訴状19ページ）

ア 「1 東北地方太平洋沖地震発生前に成立した法律」について（訴状19ページ）

(ア) 「(1) 原子力基本法」について

第1段落のうち、昭和30年12月19日に原子力基本法が公布されたこと、制定当時の同法1条は、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。」と規定していたことは認める。

第2段落はおおむね認める。ただし、制定当時の原子力基本法2条は、正確には「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していた。

第3段落はおおむね認める（なお、訴状19ページ下から4行目の「言及」は「研究」の誤記と思われる。）。ただし、原子力安全委員会が置かれたのは昭和53年である。

(イ) 「(2) 原子炉等規制法（炉規法）」について

第1段落のうち、昭和32年6月10日に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）が公布されたこと、制定当時の同法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料

物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製鍊、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定していたことは認める。

第2段落はおおむね認める。ただし、上記に記載した制定当時の炉規法1条の文言からも明らかなどおり、制定当時の同法には、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

(ウ) 「(3) 電気事業法」について

第1段落のうち、昭和39年7月11日に電気事業法が公布されたこと、制定当時の同法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする」と規定していたことは認める。

第2段落はおおむね認める。

(イ) 「(4) 原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」について

第1段落は認める。

第2段落はおおむね認める。ただし、賠償措置額を定めているのは、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）7条1項ではなく、原賠法施行令2条の表である。また、国が原子力事業者に必要な援助を行うのは、原子力事業者が原賠法3条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額を超える場合、かつ、原賠法の目的を達成するため必要があると認めるときである。

(オ) 「(5) 原子力災害対策特別措置法」について

平成11年に茨城県那珂郡東海村においてJCO臨界事故が発生し

たこと、同年に原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が公布されたこと、同法1条に訴状記載の目的が規定されていることは認めるが、その余は争う。原子力事業者の責務については、原子力災害にも適用される災害対策基本法には規定がなかったが、原災法3条において明確に規定されることになった。国の責務については、既に災害対策基本法3条に規定されていたが、原子力災害においては国の役割が大きいことから、原災法4条において災害対策基本法よりも明確な形で国の責務が規定された。なお、本項第2文にいう「電子力事業者」は「原子力事業者」の誤記と思われる。

イ 「2 東北地方太平洋沖地震発生後に成立した法律」について（訴状
21ページ）

(ア) 「(1) 原子力損害賠償支援機構法」について

第1段落は認める。

第2段落はおおむね認める。ただし、原子力損害賠償支援機構法2条は、「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、原子力損害賠償支援機構が前条の目的を達することができるよう、万全の措置を講ずるものとする。」と規定している。

(イ) 「(2) 放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」について

おおむね認める。ただし、法律の正式名称は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」である。

(ウ) 「(3) 福島復興再生特別措置法」について
認める。

(I) 「(4) 原発事故子ども被災者支援法」について

おおむね認める。ただし、法律の正式名称は、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」である。

ウ 「3 現行法体系の特徴」について（訴状23ページ）

争う。

(3) 「第3 福島第一原子力発電所の立地する地域」について（訴状24ページ）

ア 福島県内の地図の内容について（訴状24ページ）

認める。

イ 「1 「相双地域」の状況」について（訴状24ページ）

(ア) 「(1) 相双地域」について

おおむね認める。ただし、相双地域には、双葉郡、相馬市及び南相馬市以外に、相馬郡（新地町及び飯舘村）も含まれる。

(イ) 「(2) 位置、面積、人口」について

相双地域が東北の最南部である福島の東部に位置する浜通り地方に属し、西は阿武隈高地、東は太平洋に面する細長い平野が南北に続く沿岸地方であることは認める。相双地域の面積は正しくは1737.71キロ平方メートルであり、県勢要覧によれば、平成22年度の相双地域の人口は19万5950人である。

(ウ) 「(3) 原発建設前の状況」について

第1段落、第3段落～第5段落については、日本原子力産業会議作成「原子力発電所と地域社会－立地問題懇談会地域調査専門委員会報告書－」に原告らが主張する内容の記載があることは認める。

第2段落は、一般論として認める。

ウ 「2 被告東電による原発建設」について（訴状26ページ）

第1段落は認める。

第2段落～第5段落は、不知。

第6段落のうち、被告東電が昭和46年3月26日に福島第一発電所1号機の運転を開始したこと、同機は、日本に設置されている原子力発電所の中で最も古いものの一つであることは認め、その余は不知。

第7段落は認める。

第8段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(4) 「第4 原子力事故の多発」について（訴状27ページ）

ア 「(原子力施設等の事故・事象の国際尺度)」と題する表の内容について（訴状27～28ページ）

おおむね認める。ただし、上記表中のレベル2（異常事象）の著名な事故欄の「美浜発電所蒸気発生器電熱器損傷」の記載は、正しくは「美浜発電所第2号機蒸気発生器伝熱管損傷事象」である。

イ 「1 世界における事故」について（訴状28ページ）

(ア) 「(1) スリーマイル原発事故（1979[昭和54]年）」について
昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故は、国際原子力・放射線事象評価尺度（INES。以下「INES」という。）のレベルで5と評価されていること、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一時冷却水中に漏出され、環境へ放出されたことは認める。

(イ) 「(2) チェルノブイリ原発事故（1986[昭和61]年）」について

昭和 61 年 4 月 26 日、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所 4 号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環境に放出されるに至ったという、いわゆるチェルノブイリ原子力発電所事故が発生したこと、同事故は I N E S のレベルで 7 と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業者や消防隊員が急性の放射線症と診断されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺 30 キロメートル圏内の住民の総計 13 万 5000 人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められるることは認める。

ウ 「2 日本における事故」について（訴状 28 ページ）

(ア) 「(1) 福島第一原発における事故」について

昭和 53 年 11 月 2 日、福島第一発電所 3 号機において、戻り弁の操作ミスで制御棒 5 本が抜け、約 7 時間半にわたり半臨界状態が続いた事故が発生したこと、同事故は日本で最初の臨界事故であること、被告東電が、同事故について、運転日誌を改ざんし、その情報が平成 19 年まで隠蔽されていたこと、平成 2 年 9 月 9 日、同機において、主蒸気隔離弁を止めるピンが壊れた結果、原子炉圧力が上昇して「中性子束高」の信号により自動停止した事象が生じたこと、独立行政法人原子力安全基盤機構（J N E S。以下「原子力安全基盤機構」という。）がまとめている「福島第一のトラブル情報」によれば、平成 23 年 3 月 11 日の福島第一発電所事故の前までに、同発電所について法令・通達に基づいて国に対して報告された故障や事故の事象が、1 号機 54 件、2 号機 51 件、3 号機 31 件、4 号機 19 件、5 号機 2 件

1件、6号機29件の合計206件であったことは認め、その余は否認ないし争う。

なお、我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、上記の平成2年9月9日に発生した事象についてレベル2とした評価尺度は、日本独自の原子力発電所事故・故障等評価尺度（以下「日本版評価尺度」という。）に基づくものである。また、福島第一発電所において定期検査時に発見された燃料に係る事象は2件のみである。

(イ) 「(2) 福島第二原発における事故」について

昭和64年1月6日、福島第二発電所3号機において、原子炉を運転中、原子炉再循環ポンプが破損し、手動停止するという事象が生じたこと、原子力安全基盤機構がまとめている「福島第二のトラブル情報」によれば、平成23年3月11日の福島第一発電所事故の前までに、福島第二発電所について法令・通達に基づいて国に対して報告する必要のある事象が、1号機29件、2号機15件、3号機9件、4号機8件の合計60件であったことは認める。なお、上記の昭和64年1月6日の事象については、日本版評価尺度による評価はされていない。

(ウ) 「(3) 日本における他の原発事故」について

a 「ア 美浜原子力発電所2号機の蒸気発生器伝熱管損傷事故（1991【平成3】年）」について

おおむね認める。ただし、「蒸気発生器細管」は、正しくは「蒸気発生器伝熱管」である。また、平成3年2月9日の事象は、非常用炉心冷却系作動による緊急停止があつたものではなく、正しくは、「加圧器圧力低」の信号により原子炉が自動停止するとともに、「加圧器圧力低と加圧器水位低の一一致」の信号により非常用炉心冷却装置

が動作したという事象である。

なお、上記事象について I N E S を適用した場合には、レベル 2 に相当すると推定されているが、同事象の当時は日本版評価尺度が適用されており、同評価尺度ではレベル 3 とされている。

b 「イ 浜岡原子力発電所 3 号機事故（1991【平成3】年）」について

おおむね認める。ただし、平成3年4月4日の事象は、誤信号により原子炉給水量が減少したことによって原子炉が緊急停止した事象ではなく、正しくは、給水流量制御系にある基盤の一つの故障により原子炉への給水流量が減少した結果、原子炉給水流量が低下し、「原子炉水位低」の信号により原子炉が自動停止した事象である。

なお、原告らは上記事象を「I N E S レベル2」と記載しているが、同事象の当時は日本版評価尺度が適用されており、同評価尺度ではレベル2とされている。

c 「ウ 動燃もんじゅ事故（1995【平成7】年）」について認める。

d 「エ 動燃の再処理工場火災・爆発事故（1997【平成9】年）」について

認める。

e 「オ 志賀原子力発電所 1 号機事故（1999【平成11】年）」について

第1段落は認める。

第2段落は、行為の主体を北陸電力株式会社と解した上でおおむね認める。

第3段落は否認ないし争う。

f 「カ 東海村 J C O の臨界事故（1999【平成11年】）」につ

いて

認める。

工 「3 新潟県中越沖地震に伴う東京電力柏崎刈羽原子力発電所での一連の事故」について（訴状30ページ）

第1文はおおむね認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が検出された」とあるのは、正しくは、放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出されたである。

第2文のうち、「流失」を「溢水」と解釈した上で、使用済燃料プールの冷却水が溢水したことは認め、その余は否認する。震災後に高波があった事実及び発電所敷地内が高波により冠水した事実は、いずれも確認されていない。

オ 「4 安全規制の見直しが限定的であったこと」について（訴状30ページ）

第1段落は認める。内閣総理大臣は、昭和41年2月に福島第一発電所1号機、昭和43年2月に同発電所2号機、昭和45年1月に同発電所3号機、昭和47年1月に同発電所4号機につき、それぞれ設置（変更）処分を行った。

第2段落及び第3段落はおおむね認める。ただし、昭和56年に決定された「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」を平成18年に改訂したのではなく、正しくは、昭和56年に決定された同指針を平成13年に改訂し、これを更に平成18年に改訂したのである（以下、同指針については、同年を基準として、同年に改訂された後のものを「新指針」、同年に改訂される前の平成13年に改訂された後のものを「旧指針」）。

指針」という。)。

第4段落のうち、旧指針から新指針への変更点として、基準地震動の見直し、活断層の評価期間の延長、鉛直方向の地震動（上下動）の個別評価、耐震重要度分類の見直しがあることことは認め、その余は争う。新指針の「地震随伴事象に対する考慮」では、十分考慮した上で設計されなければならない事項として、①施設の周辺斜面で地震時に想定し得る崩壊等によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと、②施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によつても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないことが挙げられていた。

4 「第2章 福島第一原発事故の概要」について（訴状32ページ）

(1) 「第1 原子力発電所の構造」について（訴状32ページ）

ア 「1 原子力発電の基本的な仕組み」について（訴状32ページ）

(ア) 「(1) 核燃料と連鎖反応」について

認める。

(イ) 「(2) 冷却材と減速材」について

認める。

(ウ) 「(3) 崩壊熱」について

核分裂生成物は、その多くが α 線、 β 線、 γ 線等の放射線を放出して崩壊し、その際に「崩壊熱」を発生すること、原子炉が停止して核分裂が止まった後も、核分裂生成物は崩壊熱を出し続けることから、核燃料を冷却し続ける必要があることは認め、その余は不知。

(エ) 「(4) 核分裂反応の制御」について

認める。

(オ) 「(5) 他の発電所にない特殊性」について

認める。

イ 「2 原子力発電所の構造と設備」について（訴状33ページ）

(ア) 「(1) 原子力発電所の種類」について

認める。

(イ) 「(2) 沸騰水型原子炉（BWR）の構造と設備」について

認める。

(ウ) 「(3) 核燃料（核燃料棒と核燃料集合体）」について

認める。

(エ) 「(4) 原子炉圧力容器」について

認める。

(オ) 「(5) 原子炉格納容器」について

認める。

(カ) 「(6) 原子炉建屋」について

認める。

(キ) 「(7) タービン建屋」について

認める。

(ケ) 「(8) 電力設備」について

第1段落のうち、原子力発電所においては、核分裂反応を制御したり、水蒸気を冷却して水に戻したりするため、冷却用の海水ポンプを動かすために、一定の電力を必要とすることは認め、その余は争う。

第2段落～第4段落は、認める。

ウ 「3 異常時対応設備」について（訴状38ページ）

(ア) 「(1) 原子炉スクラム（原子炉緊急停止）」について

認める。

(イ) 「(2) 非常用炉心冷却系（ECCS）」について

認める。

(ウ) 「(3) 格納容器のベント」について

訴状40ページ18行目の「大量の放射性物質の大気中の放出されたのである。（「大気中の放出された」は「大気中に放出された」の誤記と思われる。）との部分は争い、その余はおおむね認める。ただし、同ページ5行目に「原子炉格納容器は、放射性物質を閉じ込めるための最後の砦である。」とあるが、原子炉格納容器の外側には、放射性物質が外に出ることを防ぐための原子炉建屋が設置されている。

(3) 「第2 福島第一原発の概要」について（訴状40ページ）

おおむね認める。なお、5段落中（訴状41ページ）の各「海拔」は、小名浜港工事基準面（「Onahama Pile」。以下、「O. P.」と略称する。）による高さを意味するものである。

(4) 「第3 事故の概要」について（訴状42ページ）

ア 「1 地震・津波」について（訴状42ページ）

(ア) 「(1)」について

平成23年3月11日にマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）が発生したこと、震源は、宮城県牡鹿半島（なお、訴状記載の「男鹿半島」は誤記と思われる。）の東南東約130キロメートル、深さ24キロメートル付近であったこと、同県栗原市では最大震度7が観測されたほか、同県、福島県、茨城県及び栃木県の4県37市町村で震度6強が観測されたこと、本件地震における福島第一発電所との震央距離が178キロメートル、震源距離が180キロメートルであったこと、本件地震により、同発電所が震度6強の地震に見舞われたこと、同発電所の原子炉建屋基礎版上で観測された最大加速度値が、一部、最大応答加速度値を上回っていたことは認め、本件地震の発生時刻は否認し、その余は不知。本件地震の発生時刻は、「14時16分」ではなく「14時46分」である。

(イ) 「(2)」について

本件地震に伴い、東北地方太平洋沿岸に津波が押し寄せたことは認め、その余は不知。津波が福島第一発電所に到達した時刻や波高に関する正確な具体的な事実関係は必ずしも明らかではないが、福島第一発電所事故の事故調査の結果を明らかにした各種報告書には次のような記載がある。

政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」(甲イ第2号証・以下「政府事故調査中間報告書」という。)には、同年3月11日15時27分頃及び同日15時35分頃の2度にわたり、福島第一発電所に津波が到達した旨の記載がある(90ページ)。

被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」(以下「東電事故調査最終報告書」という。)には、福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に設置されていた波高計に記録された波形によれば、平成23年3月11日15時15分頃から始まり同日15時27分頃にピークを持つ緩やかな水位上昇の後、一旦水位低下傾向を示したのに続き、同日15時33分頃から急な水位上昇が観測され、その直後に測定限界である「O. P. + 7. 5メートル」*1を超えている旨の記載がある(8ページ)。

国会における第三者機関による調査委員会(甲イ第1号証・以下「国会事故調査委員会」という。)が発表した平成24年7月5日付け報告書(以下「国会事故調査報告書」という。)には、沖合1.5キロメートル地点における本件地震による津波の第1波の到達時刻が平成23年3月11日15時27分頃、第2波の到達時刻が同日15時3

*1 「O. P. + 7. 5メートル」は、小名浜港工事基準面から7. 5メートル高い位置、の意味。

5分頃である旨、上記各到達時刻は福島第一発電所への到達時刻ではあり得ない旨、上記沖合1.5キロメートル地点に到達した第1波は波高4メートル程度であり、その後大幅に高い第2波が同地点に到達した旨、及び、波高計の測定限界は±7.5メートルとされており、第2波の波高は不明である旨の記載がある(226ページ)。国会事故調査報告書の上記記載は、被告東電による福島第一発電所の約1.5キロメートル沖合に被告東電が設置していた波高計観測結果による報告内容に従つたものとされている(226ページ)。

イ 「2・事故の経過」について(訴状42ページ)

なお、以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

(ア) 「(1) 1号機」について

ア及びイはおおむね認める。

ウ～カのうち、訴状43ページ25行目～44ページ1行目の「格納容器の気密は破れ、原子炉建屋内に圧力容器内で生じた放射性物質や水蒸気、水素等が噴出され続け、さらに原子炉建屋外部にも漏れ出した」、訴状44ページ2～3行目の「ようやく注水をすることができたのは、4時ころになってからであった」との部分は不知。その余は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。ただし、訴状44ページ4行目に「電源復旧に優先して」とある部分及び同ページ9～10行目に「大気中に大量の放射性物質が放出された」とある部分は争う(なお、訴状43ページ18行目の「翌12日21時51分頃」は、「21時51分頃」、同ページ21行目の「2時45分頃」は「翌日2時45分頃」の誤記と思われる。)。

(イ) 「(2) 2号機」について

第1段落～第4段落は、おおむね認める。

第5段落のうち、第1文はおおむね認める。第2文～第7文は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、訴状45ページ7～8行目に「16時には注水準備作業が再開されたが、状況は回復に向かうことなく、炉心の露出が始まった」とある部分は、16時に既に炉心の露出が始まったという趣旨であれば否認する。

第6段落及び第7段落は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認めるが、訴状45ページ18行目の「2号機でも大きな衝撃音と振動が発生したことは否認する。

第8段落は、格納容器の圧力が0.155MPaまで低下したこと認め、その余は不知。

(ウ) 「(3) 3号機」について

第1段落はおおむね認める。

第2段落は、「全交流電源が喪失した（ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明）」とある部分を除き、おおむね認める。同部分については、後記第3の2（本答弁書43ページ）のとおり、原告らに対し釈明を求める。

第3段落以下については、訴状46ページ9～10行目の「全電源を喪失し、高圧注水系（H.P.I.C）が停止した」との部分並びに同ページ21行目の「4時30分には、3号機の炉心は完全に露出した」とは否認し、同ページ11～12行目の「このときから、ジルコニウム－水反応による大量の水素発生が始まつたものと思われる。」との部分は不知。その余は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間の部分は不知。その余は、国会事故調査報告書又は政府事故調査中間

報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

(I) 「(4) 4号機」について

訴状47ページ7~9行目の「使用済み燃料プールにおける貯蔵燃料の発熱量が大きく、3月下旬には燃料上端まで水位が失われることが予想され、冷却不能に陥り燃料の露出・溶融に至った場合、周辺に及ぼす影響は甚大であることが予想された」、同ページ13~14行目の「16日5時45分ころに、原子炉建屋にて火災が発生されていることが確認された」ことは不知（ただし、前者につき、一般論として、燃料上端まで水位が失われ、燃料の露出・溶融に至った場合には、周囲に影響を及ぼす可能性があることは認める。）。その余はおおむね認める。ただし、訴状47ページ11行目の「6時14分ころ」とあるのは、「6時12分ころ」が正しい。

(II) 「(5) 5号機・6号機」について

訴状48ページ1~2行目に「5号機の全交流電源が喪失した（ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明）」とある部分を除き、おおむね認める。同部分については、認否を留保し、前記(Ⅰ)と同様、原告らに釈明を求める。

(III) 「(6) 福島第二原発」について

第1段落及び第2段落はおおむね認める。ただし、訴状48ページ24行目に「浸水被害及びその影響によって、機能を喪失した」とあるが、福島第二発電所3号機については、RHR（残留熱除去系）(B)に被害はなく、機能を喪失したわけではない。

第3段落のうち、「3月14日までに復水補給水系(MUWC)による原子炉冷却から残留熱除去系(RHR)による残留熱除去運転に切り替えられた。」との部分は認め、その余は、国会事故調査報告書に原告ら指摘の記載があるという限りで、おおむね認める。

5 「第3章 被害の実相」について（訴状50ページ）

(1) 「第1 事故による被害の実相」について（訴状50ページ）

ア 「1 避難の実相をとらえることの重要性」について（訴状50ページ）

福島県の避難者数が約16万人に及ぶとも言われていること、役場機能を他の自治体に移転した地方公共団体があることは認め、その余の原告らの意見や評価にわたる部分は認否の限りでない。

原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権は、飽くまでも原告らごとにその存否を判断すべきものであるから、その発生要件である損害もまた、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

イ 「2 放射能汚染」について（訴状50ページ）

(ア) 「(1) 本件原発事故による地域の放射能汚染」について

a 「ア 放射性物質の拡散」について

福島第一発電所事故により、放射性物質が大気、土壤、地下水、河川、海洋などの環境中に放出されたこと、放出された放射性物質による環境の汚染が、現在もなお継続している地域があること、原子力安全・保安院が、平成23年4月12日時点において、同事故をINESでレベル7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故がINESでレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子力発電所事故がINESでレベル7と評価されていること、国会事故調査報告書に、推計として、福島第一発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量が、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度【INES評価】）にして約900PBq（ペタベクレル、ヨウ素：500PBq、セシウム137：10PBq）と

されており、チェルノブイリ原子力発電所事故における I N E S 評価 5 2 0 0 P B q と比較して約 6 分の 1 の放出量になること、環境省によると、年間 5 mSv, 20 mSv 以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の 1778 キロ平方メートル、515 キロ平方メートルであるとの記載がある（同報告書 349～350 ページ）という限りにおいて認めることとする。

b 「イ 福島第一原発事故による避難区域、警戒区域の指定等」について
おおむね認める。

(イ) 「(2) 人への放射線汚染」について

今後の審理の状況に応じて認否する。

(ウ) 「(3) 科学的不確実性に由来する不安感」について

本件の個別の原告らの関係では不知。

ウ 「3 避難者の苦難」について（訴状 54 ページ）

(ア) 「(1) 避難過程における苦難～未曾有の広域避難～」について

a 「ア 膨大な避難者数 広範にわたる避難地域の指定、全国に散る被害者」について
第 1 段落は認める。

第 2 段落は、本件の個別の原告らとの関係では不知。なお、訴状訂正申立書中、訴状 54 ページ脚注 11 に関する訂正については、本答弁書 1 ページ記載のとおり、訂正の趣旨が不明である。

b 「イ 着の身着のままの多段階避難」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。なお、訴状訂正申立書中、訴状 55 ページに関する訂正について、「脚注 13」と記載されているが、訴状 55 ページに記載された脚注は「12」である。

(イ) 「(2) 避難先での苦難～被害者のおかれた現実～」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 「4 産業への影響」について（訴状 6 1 ページ）

本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 「5 コミュニティの崩壊」について（訴状 6 3 ページ）

本件の個別の原告らとの関係では不知。

カ 「6 本件被害の特質」について（訴状 6 4 ページ）

(7) 「(1) 被害の広範性」について

福島第一発電所事故により放射性核種（ヨウ素、セシウム、ストロンチウム等）が大気、土壤、地下水、河川、海洋等の環境中に放出されたこと、年間 5 mSv 以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、福島県内の 1778 キロ平方メートルであること、現在も同事故による避難区域指定が継続し、10万人以上の人々が避難を続けていることはおおむね認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。ただし、同県のホームページによれば、平成 25 年 4 月 4 日時点の県外への避難者数は、5万 5610 人である。

(1) 「(2) 被害の継続性」について

現在においても、避難生活をしている住民がいること、福島第一発電所事故による農産物、海産物に対する影響があったことは認め、原告らが「避難せずに滞在する」住民であることは否認し、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(ウ) 「(3) 被害の深刻性・全面性」について

福島第一発電所事故により、これまでの生活環境を離れ、避難をしている住民がいることは認め、その余は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(2) 「第 2 被侵害利益」について（訴状 6 6 ページ）

ア 「1 本件における被侵害利益」について（訴状 6 6 ページ）

本件の個別の原告らとの関係では不知。「人格発達権侵害」及び「平穏生活権侵害」を主張する点は争う。

イ 「2 人格発達権」について（訴状67ページ）

(ア) 「内容」について

熊本地方裁判所平成13年5月11日判決（訟務月報48巻4号881ページ）において、原告らが引用する内容の判示がされていることは認めるが、その余は争う。

上記判決は、国立ハンセン病療養所に入所している元ハンセン病患者等が、「癞予防法（旧法）」（昭和6年法律第58号）及び「らい予防法（新法）」（昭和28年法律第214号、平成8年法律第28号により廃止）等に基づく国の誤った強制隔離政策により人権侵害を受けたとして、国会議員には上記各法を廃止しないまま放置していた立法の不作為等の違法が、厚生大臣には上記各法の廃止及び患者の人権回復のための法案策定並びにその国会への提出義務を怠り、平成8年まで強制隔離政策を継続したこと等の違法が、それぞれあることを理由に国家賠償を求めた事案に係るものであり、本件とは事案を異にするものであって、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。また、同判決は、原告らが引用する判示部分について、「もっとも、これらの人権も、全く無制限のものではなく、公共の福祉による合理的な制限を受ける。」と判示している。

(イ) 「(2) 本件における人格発達侵害」について

争う。

(ウ) 「(3) 法的根拠」について

争う。

ウ 「3 平穏生活権」について（訴状69ページ）

(ア) 「(1) 内容」

a 第1文について

争う。

原告らが挙げる東京高等裁判所昭和62年7月15日判決（判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件）は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」（ゴシック体の部分は引用者による。）と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

b 第2文及び第3文について

仙台地方裁判所平成4年2月28日決定（判例時報1429号109ページ）が、原告らが引用する内容の判示をしていることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、問題とな

っている原告（債権者）の権利が、上記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件における1審原告の権利とは、その内容自体が異なるものであり、上記仙台地裁決定が上記横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件の東京高裁判決がいう「平穏安全な生活を営む権利」を拡大させたものということはできない。

(イ) 「(2) 本件における平穏生活権侵害」について
争う。

(ウ) 「(3) 法的根拠」について
争う。

(3) 「第3 被告東電と被告国との対応」について（訴状70ページ）

ア 「1 避難指示」について（訴状70ページ）

(ア) 「(1) 警戒区域等の指定」について
認める。

(イ) 「(2) 多数の住民の避難」について

避難指示に従って避難している住民がいることは認め、その余は不知。平成23年8月29日時点において、警戒区域、計画的警戒区域及び緊急時避難準備区域の避難者数は、合計約14万6520人である。また、復興庁の発表によれば、平成25年2月20日時点で、避難指示区域等からの避難者数が約10.9万人とされている。

イ 「2 出荷規制等」について（訴状71ページ）

おおむね認める。なお、訴状71ページ下から5行目の「管総理」は「菅総理」の誤記と思われる。

ウ 「3 情報隠し」について（訴状72ページ）

(ア) 「被告国」について
a 「ア」について
認める。

b 「イ」について

第1段落は、おおむね認める。ただし、平成23年3月23日には、福島県周辺の野菜に関するモニタリングの結果は発表していない。

第2段落は、平成23年3月24日付け朝日新聞の記事に、米国エネルギー省が、福島第一原子力発電所の周辺上空を飛ぶ米軍機などが測定した放射線量や地上のデータから、被災地域の地上の人が1時間当たりに浴びる放射線量を推定した結果を公表し、推定結果にある毎時125マイクロシーベルトを超える放射線量の帯が飯舘村付近を通っている旨の記載があるとの限度で認める。

第3段落のうち、飯舘村が計画的避難区域に指定されたのが平成23年4月22日であることは認め、その余は、「国の調査」や「全面的な汚染の全貌」が何を指すのか不明であるため、認否の限りでない。

c 「ウ」について

争う。

(イ) 「被告東電」について

a 「ア」について

第1段落は、被告東電に対する請求に関する主張であり、認否の限りでない。第2段落及び第3段落は、国会事故調査報告書に、第2段落及び第3段落記載の事実に沿う内容の記載があるとの限度で認める。

b 「イ」について

被告東電に対する請求に関する主張であり、認否の限りでない。

エ 「4 原子力損害賠償紛争審査会指針」について（訴状74ページ）

(ア) 「(1) 中間指針の作成経緯」について

第1段落、第2段落及び第4段落は、おおむね認める。ただし、第1段落の「被害補償制度」、第2段落の「被害補償」は、正しくは、それぞれ「損害賠償制度」、「損害賠償」である。

第3段落のうち、平成23年12月6日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）（第一次追補）」（以下「中間指針（第一次追補）」という。）が策定されたことは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 中間指針の問題点」について

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）は、賠償対象範囲の外延を確定するものではないこと、中間指針において、精神的損害については自動車損害賠償責任保険における慰謝料額を参考にしたこと、原子力損害賠償紛争審査会第7回議事録には原告らが引用する能見善久会長の発言内容が記載されていることは認め、その余は争う。

オ 「5 加害者・被告東電による損害賠償請求枠組み」について（訴状75ページ）

(ア) 「(1) 仮払補償金及び本賠償の支払い」について

被告東電が、平成23年4月以降、福島第一発電所事故に伴う避難者に対し、仮払補償金の支払を開始したこと、被告東電が、同年5月以降に農林漁業者に対して仮払補償金の支払を、同年6月以降に中小企業者に対して営業損益に係る仮払補償金の支払をそれぞれ開始したこと、中間指針が同年8月5日に策定されたこと、原子力損害賠償支援機構が設立されたこと、被告東電が、同年9月に上記仮払補償金の受付を打ち切り、原賠法に基づく損害賠償請求の受付を開始したこと、

原子力損害賠償支援機構が被告東電に対して資金援助を行っていることは認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 被告東電の不誠実な賠償手続」について

「ア」のうち、被告東電が平成23年9月に作成し避難者に送付した請求書に合意書の案文が添付されており、それには清算条項が記載されていたこと、被告東電が請求に当たって裏付け資料の提出を求めていたこと、請求書には精神的損害賠償等の請求額が印刷されていたことは認め、その余は被告東電に関する主張であり、認否の限りでない。

「イ」は、「被告」を「被告東電」と解した上で、被告東電に関する主張であり、認否の限りでない。

「ウ」のうち、原子力損害賠償支援機構と被告東電との連名において作成した特別事業計画において原告ら指摘の記載があることは認め、その余は争う。

力 「6 原子力損害賠償円滑化会議」について（訴状77ページ）

(ア) 「(1) 設立経緯」について

被告東電が平成23年9月から原賠法に基づく損害賠償請求の受付を始めたこと、政府が、同年12月、事故収束宣言を行い、原子力損害賠償円滑化会議（以下「円滑化会議」という。）を設置し、その事務局を資源エネルギー庁に置いたこと、同会議には、被告東電、経済産業省、文部科学省等が関与したこと、同会議は非公開の手続であること、同会議が平成23年12月27日から平成24年4月23日まで開催されていること（ただし、同会議の開催回数は計6回である。）は認め、その余は争う。

(イ) 「(2) 不動産等財物賠償基準の策定」について

被告国と被告東電が、双葉地方町村会等福島第一発電所事故被害自

治体との間で損害賠償基準についての協議を行ったこと、平成24年4月23日の円滑化会議を経て、被告東電が同月25日付けで「避難指示区域の見直しに伴う賠償の検討状況について」を公表したこと、その内容が、避難指示区域が帰還困難区域と見直された場合、同区域の不動産を全損扱いとし、福島第一発電所事故発生前の価値を全額賠償するものであり、不動産賠償に関して、帰還困難区域と見直されることが財物損害において全損扱いとなる条件となるものであったこと、資源エネルギー庁が、同年7月13日の関係閣僚会議を経て、同月20日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を示したこと、被告東電が、同考え方を踏まえて、同月24日、宅地、建物、家財の各財物損害賠償基準と、そのほかの損害項目に対する包括請求方式の損害賠償基準を示したことは認め、その余は否認ないし争う。

キ 「7 警戒区域の再編と被告東電による「手切れ金」」について（訴状78ページ）

(7) 「(1) 「冷温停止」宣言」について

第1段落は認める。

第2段落は、「被告」を「被告国」と解した上で、平成23年4月4日（訴状記載の「同月4日」は「平成23年4月4日」の誤記と思われる。），炉規法64条1項に基づく措置として、福島第一発電所から低レベル放射性廃液が海洋放出されたことはおおむね認めるが、その余は否認ないし争う。

第3段落は、平成24年4月12日に福島第一発電所4号機の循環冷却装置が停止したこと、同発電所の1号機ないし3号機の原子炉注水量が必要な注水量を下回っていることが確認されたこと（ただし、この確認がされたのは、同年8月28日ではなく、同月30日である。）はおおむね認めるが、その余は否認ないし争う。

(イ) 「(2) 避難指示解除に向けた動き」について

第1段落のうち、政府の原子力災害対策本部が、平成23年12月26日（訴状78ページ下から2行目に「12月1.6日」とあるが、「12月26日」の誤記と思われる。）、警戒区域及び計画的避難区域を、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の三つに再編することを明らかにしたことはおおむね認め、その余は否認する。避難指示解除準備区域は「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」を、居住制限区域は「年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域」を、帰還困難区域は「長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域」をそれぞれ指す。

第2段落のうち、第1文は否認し、第2文及び第3文は、「現在の科学的知見」を「国際的な合意に基づく科学的知見」とした上で認め る。

第3段落のうち、放射線防護や放射線管理の立場から、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方方が存在することは認めるが、その余は否認ないし争う。

第4段落のうち、「空間線量年20mSvを避難指示の基準としたのは、国際放射線防護委員会（ICRP）2007（平成19）年勧告における緊急時被ばく状況での下限を採用したものである」との部分は、「空間線量」を「年間積算線量」とあると解した上で認め、「これも具体的な科学的知見でなく」の部分は争い、その余は不知。

第5段落及び第6段落は否認ないし争う。

(ウ) 「(3) 警戒等区域再編の動き」について

第1段落はおおむね認める。ただし、第1段落の「相馬市」は正しくは「南相馬市」である。

第2段落はおおむね認める。ただし、第2段落第1文の「飯舘村の避難指示区域が再編された」は、正しくは「飯舘村において設定された計画的避難区域が、避難指示解除準備区域等に再編された」である。

第3段落のうち、原子力発電所立地地域である双葉郡下の市町村が被告東電や政府との間で損害賠償基準について水面下で交渉していたこと、平成24年7月24日に被告東電が損害賠償基準を示したことは認め、原告ら指摘の楳葉町の対応、浪江町長の発言及び川俣町長の対応の内容はいずれも不知。区域再編は放射線量に応じて実施するものであり、損害賠償基準によって影響を受けるものではない。

第4段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(I) 「(4) 被告東電による「手切れ金」の交付」について

イのうち、「加害者である被告」を「被告東電」と解した上で、主張に係る賠償基準が被告東電において被告国と一体となって加害者等に押しつけた賠償基準であることは否認ないし争い、その余は、被告東電に関する主張であるため、認否の限りでない。

6 「第4章 津波及び過酷事故についての知見の進展」について（訴状83ページ）

冒頭の記載が被告国に国家賠償責任があるとの趣旨をいうものであれば、被告国はこれを争う。

なお、被告国は、第1準備書面以降において、津波や過酷事故に関する知見の蓄積についての具体的な事実関係を主張し、原告らの主張を争う予定である。

(1) 「第1 津波に関する知見」について（訴状83ページ）

冒頭の記載は、福島第一発電所1号機が35メートルの丘陵を「O. P. +10m」に切り下げる建設されたことについては、国会事故調査報告書(84ページ)にその旨の記載がある限度で認め、同機の設置許可申請には津波についての記載がなかったこと、同申請における添付書類の中に、最高潮位として「O. P. +3. 122m (1960[昭和35]年のチリ地震津波)」との記載があったこと、同機の非常用海水ポンプの電動機は「O. P. +5. 6m」のところに設置されていたことは認め、その余は争う。

ア 「1」について

第1文は認める。第2文は、趣旨が不明なため、認否の限りではない。

イ 「2」について

平成12年に開催された原子力土木学会津波評価部会において、参加者から、「想定津波以上の規模の津波が来襲した場合、設計上クリティカルな問題があるのか否か検討しておくべきである。」との発言があつたこと、その後に同年中に開催された同部会では、同部会の幹事団から、「工学的に起こり得る最大値として妥当か否かを議論して頂きたいと考えている。」との発言があつたこと、被告東電は、原子力土木学会による「原子力発電所の津波評価技術」の策定を受け、平成14年に、原子力安全・保安院に対し、津波に対する敷地の安全性の検討の中で、福島第一発電所の設計津波最高水位を、「近地津波でO. P. +5. 4~5. 7m、遠地津波でO. P. +5. 4~5. 5m」であると報告したこと、認め、被告東電の同報告が平成14年2月であったことは否認する。その余は不知。被告東電から原子力安全・保安院に対して報告がなされたのは、平成14年3月以降である。

ウ 「3」について

平成13年に発表された「西暦869年貞觀津波による堆積作用とそ

の数値復元」(菅原大介ほか)には、「相馬における貞観津波堆積物の発見は、津波における土砂の運搬・堆積現象が仙台から相馬にかけての広い範囲で生じたこと、海岸部に到達した津波の波高がきわめて大きかつたことを示すものと思われる。」との記載があることは認め、その余は争う。なお、同文献には、「海岸線に沿った津波波高は、大洗から相馬にかけて小さく、およそ2~4m、相馬から気仙沼にかけては大きく、およそ6~12mとなった。」との記載がある。

エ 「4」について

平成13年に、発電用原子炉施設に関する耐震設計指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定）の見直しのため、原子力安全委員会に耐震指針検討分科会が設置されたこと、同分科会の中の地震・地震動ワーキンググループでは、地震随伴事象に関して、津波評価についても検討対象となり、平成15年2月から同年3月にかけての同ワーキンググループでは、津波に対する安全評価について報告がされていることは認め、その余は不知。

オ 「5」について

平成14年7月に文科省地震調査研究推進本部地震調査委員会から「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」が発表されたこと、同報告書には、マグニチュード8クラスのプレート間の大地震の今後30年以内の発生確率は20パーセント程度である旨の記載があること、国会事故調査報告書（85ページ）に「この長期評価は、東北地方太平洋沖地震の震源域の一部しか推定できていなかったが、本事故の高い津波はこの長期評価からだけでも予測できた。」との記載があることは認め、その余は、上記「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」に原告らが指摘するような記載は明示されていないため不知。なお、原告らの主張が平成14年の時点で本件地震による津

波が被告国に予見可能であったという趣旨であれば、これを否認ないし争う。なお、訴状訂正申立書中 84 ページ下から 3 行目の項目の「誤」の欄は「指摘といふ」と記載されているが、訴状 84 ページ下から 3 行目は、「指摘される」と記載されており、訂正の趣旨が不明である。

力 「6」について

原子力安全基盤機構及び原子力安全・保安院が、溢水勉強会を設置したこと（ただし、設置時期は平成 18 年 1 月である。）、溢水勉強会には電気事業連合会及び被告東電の関係者も参加していたこと（ただし、他の電力事業者の関係者も出席していた。）、国会事故調査報告書（85 ページ）に、同年 5 月 11 日の勉強会において、被告東電が、福島第一発電所 5 号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、「O. P. + 10 m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、「O. P. + 14 m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失う可能性があり、電源喪失に伴い、非常用ディーゼル発電機等の原子炉の安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失する、外部交流電源、直流電源全てが使えなくなつて全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。なお、原告らの主張が、上記溢水勉強会において、津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見やシビアアクシデント（過酷事故）に関する知見が得られたとの趣旨であれば（訴状 119～120 ページ参照）、これを否認ないし争う。

キ 「7」（訴状訂正書により「6」から 1 繰り下げ。以下同じ。）について

原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構との間に安全情報検討会が開催されていたこと、第 53 回安全情報検討会（平成 18 年 8 月 2 日開

催)に提出された資料には、敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できないとの結果が得られた旨の記載があることは認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。その余は不知。

ク 「8」について

おおむね認める。なお、「安全委員会・新耐震設計審査指針」(訴状85ページ14~15行目)の正式名称は、平成18年9月19日原子力安全委員会決定による「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」である(これは、本答弁書15~16ページでいう「新指針」である。)

ケ 「9」について

平成18年9月20日に原子力安全・保安院が「新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価及び確認に当たっての基本的な考え方並びに評価手法及び確認基準について」(以下「バックチェックルール」という。)を策定し、電子力事業者等(被告東電も含む。)に対し、既設発電用原子炉施設等(ただし、運転中のみならず建設中のものも含まれる。)について、新指針に照らした耐震安全性の評価を実施し、報告すること等を求めたこと、バックチェックルールにおいて、津波に対する安全性を含めて耐震安全性評価における評価手法及び確認基準を示したこと、同基準は、既往の津波の発生状況、活断層の分布状況、最新の知見等を考慮して、極めてまれであるが発生する可能性のある津波を想定すること等を求めたものであることは認める。同基準が土木学会の津波評価技術の内容に酷似しているとの評価は、原告らが酷似すると主張する部分が不明であるため、争う。

コ 「10」について

国会事故調査報告書(87~88ページ)に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回

以降において整理して主張する予定である。

サ 「11」について

国会事故調査報告書（88ページ及び496ページ）に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

シ 「12」について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存在を指摘したことは認め、その余は否認ないし争う。

ス 「13」について

政府事故調査中間報告書（401～402ページ）に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

セ 「14」について

第1段落は、政府事故調査中間報告書（403ページ）に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認めるが、この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

第2段落は、被告東電が最終報告書を提出していないことは認めるが、その余は不知。

(2) 「第2 過酷事故（シビアアクシデント）に関する知見」について（訴状87ページ）

ア 「1」について

おおむね認める。ただし、訴状87ページ下から10行目の「原子炉安全基準部会共通問題懇談会」は、正しくは「原子炉安全基準専門部会・共通問題懇談会」である。

イ 「2」について

おおむね認める。

ウ 「3」について

第1文のうち、平成11年（1999年）12月27日にフランス共和国のルブレイエ原子力発電所において事故が発生したこと、同事故は、高潮と満潮が重なり、ジロンド河口に波が押し寄せた結果、堤防内で氾濫し、ルブレイエ原子力発電所の一部が浸水したことにより発生したことは認め、全交流電源喪失が起きたとする点は否認し、その余は不知。同事故では、ディーゼル発電機により、非常用電源が正常に稼働したため、全交流電源喪失には至っていない。

第2文はおおむね認める。ただし、台湾の第3（馬鞍山）原子力発電所の全交流電源喪失事故の発生は平成13年3月18日である。

エ 「4」について

平成2年8月に安全設計審査指針の全面改訂がなされたこと、発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針の指針27において、「電源喪失に対する設計上の考慮」として、「原子炉施設は、短時間の全交流動力電源喪失に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の停止を確保を確保できる設計であること」と記載され、その解説において、「長期間にわたる全交流動力電源喪失は送電線の復旧又は非常用交流電源設備の修復が期待できるので考慮する必要はない」と記載されていることは認める。

なお、原告らは、指針27で対策が要求されている事項を「全交流電源喪失」と記載しているが、指針27で設計上考慮することを要求している事項は、正確には「全交流動力電源喪失」であり、両者の用語は異なった意味を有している。すなわち、外部電源や非常用ディーゼル発電機による交流電源の供給が失われた状況を「全交流動力電源喪失」とい

い、「全交流動力電源喪失」から更に進んで、原子炉施設内の蓄電池の電源が交流に変換されて供給されることも不可能になった状況が「全交流電源喪失」である。

オ 「5」について

おおむね認める（なお、訴状88ページ下から9行目の「同年5月」は「平成4年5月」を指すものと理解する。）。

カ 「6」について

(ア) 第1文について

平成5年6月の全交流電源喪失事象検討ワーキンググループにおいて「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」と題する報告書（甲口第12号証）が作成されたこと（なお、訴状88ページ下から2行目の「原子力発電における」は、「原子力発電所における」の誤記と思われる。），同報告書（1ページ）に、「しかし、仮に短時間で交流電源が復旧できずSBOが長時間に及ぶ場合には、非常用蓄電池の枯渀による運転監視・制御機能等が失われ炉心の冷却等が維持できなくなることから、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じると考えられる。」と記載されていることは認める。ただし、上記の記載に先立ち、同報告書には、「SBO（※引用者注：全交流電源喪失事象）は、外部電源がすべて喪失し、かつ非常用ディーゼル発電機（Emergency Diesel Generator〔中略〕）の全数起動失敗等により発生する複合事象であり、その発生頻度は非常に低いと考えられる。この万一のSBOの発生に備えて、原子力プラントは、短時間のSBOの発生に対して、原子炉を安全に停止し、かつ、停止後の冷却を確保できるよう設計されている。」と記載されている。

(イ) 第2文について

認める。

キ 「7」について

第1文及び第2文は認める。

第3文は、「当時の通産省関係者」が誰であるか不明であるため、認否の限りでない。

ク 「8」について

平成14年に、事業者から原子力安全・保安院に「アクシデントマネジメント整備報告書」が提出されたことは認めるが、その余は否認ないし争う。

ケ 「9」について

否認ないし争う。

(3) 「第3 知見の進展についてのまとめ」について（訴状90ページ）

否認ないし争う。

7 「第5章 東京電力の責任」について（訴状91ページ）

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない（ただし、今後、必要に応じて、被告国において第5章記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。）。

8 「第6章 国の責任」について（訴状103ページ）

争う。

なお、後記第3の求釈明に対する原告らの釈明を待って、原告らの主張に対する詳細な認否、反論を行う予定である。

9 「第7章 共同不法行為」について（訴状127ページ）

争う。

10 「第8章 損害」について（訴状129ページ）

争う。

11 「第9章 結び」について（訴状148ページ）

争う。

第3 求釈明

1 はじめに

訴状「請求の原因」の「第6章 国の責任」及び「第7章 共同不法行為」によれば、原告らは、被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償の責任原因として、要旨、①内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分（以下これらを総称して「本件設置等許可処分」という。）を行ったことの違法性（本件設置等許可処分自体の違法性）、②被告国が同発電所の危険性を認識できた後には、主務大臣において本件設置等許可処分を取り消さなければならなかつたにもかかわらず、これを取り消さなかつたことの違法性（いわゆる「自序取消し」を行わなかつたことの違法性）、③被告国は、被告東電に対し、電気事業法に基づく規制権限の行使や行政指導を行つて、同発電所の安全性を確保することができたにもかかわらず、これを怠つたことの違法性（いわゆる「規制権限不行使」による違法性）を主張しているものと解される。被告国は、原告らが主張するこれら責任原因の全てについて争うものであり、それぞれについて被告国の主張（反論）を行う予定であるが、その前提として、訴状「請求の原因」中の主張について、後記2以下に挙げる求釈明事項について釈明を求める。

2 第2章第3の2（事故の経過）（訴状46ページ）について

（1）求釈明事項

第2章第3の2(3)には、福島第一発電所3号機の事故の経過に関し、「津波が到達し、全交流電源が喪失した（ただし、津波と全交流電源喪失の前後関係は不明）」とあり、同(5)にも同趣旨の記載があるが、福島第一発電所事故において、原告らが全交流電源喪失の原因となつたと主張するは、津波か、それ以外の事象か、明確にされたい。

(2) 爲明を求める理由

原告らは、被告国に対し、規制権限不行使を理由とする国賠法1条1項の違法を主張するところ、福島第一発電所事故の原因が津波なのか、それ以外の事象なのかが明確にならなければ、被告国は同事故の原因に対していかなる規制権限を行使すべきであったのか明確にならない。そこで、上記(1)の為明を求める次第である。

3 「第6章 国の責任」の「第2 原発推進政策」(訴状103ページないし111ページ)について

(1) 求為明事項

「第6章 国の責任」は、被告国の国賠法1条1項に基づく賠償責任の原因となる違法な職務行為についての主張がされている部分であるが、その中の「第2 原発推進政策」において主張している違法な職務行為は、本件設置等許可処分のみと理解してよいか、明確にされたい。

(2) 爲明を求める理由

上記(1)の求為明事項は、原告らの主張する違法事由を明確にする趣旨である。第6章第2では、本件設置等許可処分後の事実も主張されており、原告らが「第2」において主張する違法事由が本件設置等許可処分の違法のみに限定しているかどうか判然としないため、上記(1)の為明を求める次第である。

4 「第6章 国の責任」の「第3 作為起因性の不作為」の「1 設置許可自体の違法性」(111ページ)について

(1) 求為明事項

ア 国賠法1条1項の「違法」は、国等の公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいうと解するのが最高裁判所の判例であるところ（職務行為基準説。詳細は後記(2)のとおり。）、本件設置等許可処分当時、内閣総理大臣が本件設置等許可処分をするに当

たりいかなる職務上の法的義務を負っていたのか、明らかにされたい。

イ 訴状 111 ページで引用している炉規法 24 条 1 項 3 号は、平成 24 年法律第 47 号による改正後の現行規定であり、本件設置等許可処分当時の規定ではない。そこで、原告らが本件設置等許可処分の違法性をいうのであれば、本件設置等許可処分当時の炉規法 24 条の規定にのって主張を整理されたい。

ウ 国賠法 1 条 1 項の「違法」を職務行為基準説に従って解した場合、内閣総理大臣の行為が違法となるのは、同大臣が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背した場合であるが、かかる判断基準に照らし、内閣総理大臣の行為を違法とする評価根拠事実となるべき具体的な事実は何であるのか、明確にされたい。

(2) 釈明を求める理由

ア 国賠法 1 条 1 項の「違法」の意義は、民法上の不法行為の概念とは異なり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説。最高裁昭和 60 年 1 月 21 日第一小法廷判決・民集 39 卷 7 号 1512 ページ、最高裁平成 17 年 9 月 14 日大法廷判決・民集 59 卷 7 号 2087 ページ参照）。

そして、この「違法」の概念は、抗告訴訟において問題とされる行政処分の違法性（行政処分の効力要件に関する違法性）とは区別される。すなわち、抗告訴訟において問題とされる行政処分の違法性の問題は、当該処分の効力を維持すべきかどうかという観点から、実体上又は手続上の要件を充足しているか否かが判断事項となるが、国賠法において問題とされる行政処分の違法の問題は、権利ないし法的利益を侵害された当該（個別の）国民に対する関係において、その損害につき国に賠償責任を負わせるのが妥当かどうかという観点から、行為規範（職務上の法

的義務) 違背があるか否かが判断事項となる（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ参照）。

イ この点、原告らは、最高裁平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ（以下「最高裁平成4年判決」という。）を引用した上で、本件設置等許可処分の違法性は最新の知見に基づいて判断されなければならない旨主張する（訴状109～111ページ）。

しかし、最高裁平成4年判決は、内閣総理大臣が行った伊方発電所原子炉設置許可処分の取消しが求められた抗告訴訟についての判決であり、そこで判断されている違法の内容は、国賠法1条1項に基づいて被告国に損害賠償を求める民事訴訟である本件訴訟におけるそれとは、大きく異なるものである。また、上記のとおり、国賠法1条1項の違法とは、公権力の行使が、公務員の職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背したかどうかが問題となるのであり、その違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照）。

ウ 上記(1)イの求釈明事項について付言すると、本件設置等許可処分当時の炉規法24条（昭和40年法律78号による改正後のもので昭和53年法律第86号による改正前のもの）の規定内容は、次のとおりである。

（1項）

〔内閣総理大臣は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的

な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その者（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基盤があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」

（2項）

「内閣総理大臣は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、前項各号に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重してしなければならない。」

このように、本件設置等許可処分当時の炉規法24条1項2号には、「その許可をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」という要件が存在し、同条2項は、内閣総理大臣は、設置許可処分をする場合には、原子力委員会の意見を尊重しなければならない旨規定していたのであるが、これらはいずれも現行の炉規法24条には存在しない文言である。このように、本件設置等許可処分当時の炉規法と現行炉規法とでは、設置許可処分の要件が異なっているのであり、仮に原告らが本件設置等許可処分が違法であるとの主張を維持するのであれば、処分当時の炉規法に従って主張を整理する必要があると考える。

エ 以上の点を踏まえて、原告らにおいては、本件設置等許可処分の違法を主張するのあれば、上記(1)に列挙した点を明らかにされたい。

5 「第6章 国の責任」の「第3 作為起因性の不作為」の「2 自序取消

の必要性」(訴状111~112ページ)について

(1) 求釈明事項

ア 原告らは、「経済産業大臣は、経済的利益追求を優先し、督促すらせず、設置許可処分の取消を怠った。」と主張するが、「経済的利益追求を優先」とは具体的にいかなる事実を指すのか、また「督促」とは何に対する督促なのか、その法的根拠は何か、以上の点を明らかにされたい。

イ 原告らは炉規法24条の規定内容を前提として主張をしているところ、訴状111ページで引用している同条1項3号は、平成24年法律第47号による改正後の現行規定であり、同改正前の同号条とはその規定内容が異なる。そこで、原告らが福島第一発電所事故より前の時点において本件設置等許可処分を撤回しなかったことの違法性をいうのであれば、撤回しなかったことが違法となった時点における同条の規定内容に基づいて主張を整理されたい。

ウ 行政処分の撤回(取消し)を含む規制権限の不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される判断基準について説示した最高裁判例は後記(2)ウのとおりである。原告らの上記規制権限不行使の違法の主張は、これらの最高裁判例が示す判断基準に依拠しているものであるのか、明らかにされたい。

依拠している場合には、本件において国賠法1条1項の「違法」と評価する根拠となる事実を具体的に主張されたい。

依拠していない場合には、本件設置等許可処分の取消し(撤回)が国賠法1条1項の「違法」と評価される判断基準及びそのように評価する根拠となる事実を具体的に主張されたい。

(2) 釈明を求める理由

ア (1)アについて

上記(1)アで引用した訴状の記載部分の趣旨が不明であるため、これを

明確にすることを求める釈明である。

イ (1) イについて

前記4(1)イ及び(2)と同趣旨である。

ウ (1) ウについて

前記4(2)アのとおり、国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説）。

これを規制権限の不行使という公務員の不作為について見ると、当該不作為が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において、当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかつたという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度（下）597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面について見ると、規制権限を行使するための要件が法定されていて、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において、その要件があるときは、通常、作為義務が認められ、それに反する不作為は違法となると考えられる。一方、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場合や、規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの、規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように、規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならぬのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上

違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、前記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照）。

そして、行政処分の撤回（自序取消し）の要件が法律上一義的に明確に規定されていない場合は、正に、上記に述べたとおりの基準によって国賠法1条1項の違法性が判断されるべきである（前記最高裁平成7年6月23日判決は、事件当時の薬事法が厚生大臣（当時）による医薬品の製造の承認の取消し（撤回）について明文を欠いていた場合に、解釈によって製造の承認の取消し（撤回）の権限が認められる場合があり得ることを前提に、その取消し（撤回）権限を行使しなかった場合、どのような要件の下でその国賠法1条1項の違法性を判断すべきかについて、上記のとおり、「その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる。」と判示している。）。

以上に対し、訴状111～112ページの記載においては、本件設置等許可処分の撤回が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記最高裁判例にのっとった判断枠組みに基づいた主張がないため、証明を求める次第である。

6 「第6章 国の責任」の「第4 規制権限不行使」（訴状112～125ページ）について

(1) 求証明事項

- ア 訴状112ページ末行の「各種の規制権限」は、具体的には何を指すのか明確にされたい。
- イ 訴状113ページ12～13行目の「過酷事故を想定した緊急時の操作手順や対応訓練などの対策」にいう「など」には、いかなる「対策」が含まれるのか明確にされたい。
- ウ 訴状113ページ19～21行目の「津波の到達する可能性のない高さに代替注水冷却に関する設備を別途配置する等の対策」にいう「等」には、いかなる「対策」が含まれるのか明確にされたい。
- エ 訴状120ページ6～7行目の「津波の到達する可能性のない高さに代替注水冷却に関する設備を別途配置する等の対策」にいう「等」には、いかなる「対策」が含まれるのか明確にされたい。
- オ 訴状121ページ13行目の「上記停止命令や改善命令等の処分」にいう「等」には、いかなる「処分」が含まれるのか明確にされたい。
- カ 訴状122ページ5～6行目の「新たにこれら規制権限を行使するための省令等を制定するなどして」にいう「等」及び「など」には、何が含まれるのか明確にされたい。
- キ 訴状122ページ12～14行目の「上記の各措置を講じ、また、その前提として知見を収集するよう、被告東電に対して指導、勧告等の行政指導を行うべきであった。」にいう「上記の各措置」及び「知見」とは何を指すのか、また、「等」には何が含まれるのか明確にされたい。
- ク 訴状124ページ19～末行目の「経済産業大臣は、遅くとも2006（平成18）年10月の時点で、電気事業法40年の技術基準適合命令及び停止命令による規制措置、または前記の津波及び過酷事故対策に対する知見に沿った技術基準を定める省令等の見直しをして、長時間の全交流電源喪失に対応できる防護措置等の有効な対策を一般的に義務付けるなどの新たな規制措置を執った上で、電気事業法に基づく監督権限

を適切に行使して、上記の津波に対する防護措置及び全交流電源喪失に対する防止策の速やかな普及、実施を図るべき状況にあったというべきである（作為義務の存在。）」にいう「省令等」、「防護措置等」及び「義務づけるなどの新たな規制措置」の「等」や「など」には、それぞれ何が含まれるのか明確にされたい。

また、上記の「有効な対策」、「新たな規制措置」は、具体的には何を指すのか明確にされたい。

ケ 上記クの引用部分で、規制権限を行使すべきだった時期として指摘する「平成18年（2006年）10月の時点」とは、いかなる事実が発生した時期なのか、明確にされたい。

コ 原告らが主張する被告国において行使すべきであったとする規制権限について、かかる規制権限の行使を義務付ける法令上の根拠は何か。

（2）釈明を求める理由

上記（1）で引用した訴状の記載のとおり、原告らの規制権限不行使の違法をいう主張における違法を根拠づける作為義務の内容は、「など」、「等」という語が多用された不明確なものであるとともに、その作為義務の根拠となる法令が不明である。そのため、被告国としては、前記5（2）ウで述べた規制権限不行使の違法性の判断枠組みである「その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるとき」に該当するか否かについて、的確に反論することができないことから、上記（1）の釈明を求める次第である。